

# 中国における知財紛争に際する 警告状の実務分析について

李 蕾\*  
虞 文 隆\*\*  
渡邊 直人(訳・編集)\*\*\*

**抄 録** 中国では、警告状に法的強制力はないものの、警告状の依拠する事実関係、証拠及び法的根拠が提示されることにより抑止力が見いだせる。警告状の送付は、訴訟以外の手段で当事者間の法的紛争の円満な解決を図り、妥当な結果を実現するとの目的を実現する手段として、実務上広く活用されている。もっとも、警告状もその内容、送付方法、タイミング及び範囲などによって得られる効果が異なるものであり、その取扱いによっては逆に悪影響を及ぼすといった法的リスク発生の可能性もあるため、注意すべき点も多い。本稿においては、警告状の法的性質、通常いかなる内容が記載され、警告状の送付によっていかなる効果が見いだせるかなどの論点について考察を加えつつ、中国における警告状の送付の実務運用にかかる注意点について紹介したい。

## 目 次

1. はじめに
2. 警告状に関する諸規定
3. 警告状の記載内容
  3. 1 文書タイトル
  3. 2 受取人
  3. 3 委任関係及び委任事項
  3. 4 基本的事実関係の陳述
  3. 5 法的責任の分析
  3. 6 弁護士意見
  3. 7 警告状の作成者と連絡先
4. 警告状の送付に際しての注意事項
  4. 1 警告状の受取人の適切な選択
  4. 2 警告状の送付目的の妥当性
  4. 3 権利者自身の権利関係状況の事前確認
  4. 4 警告状の内容及び表現の注意事項
  4. 5 警告状の送付方法
5. 警告状の送付の効果及び機能
  5. 1 訴訟時効中断の根拠として
  5. 2 主観的悪意性の証明として
  5. 3 賠償額認定の際の判断資料として
6. 警告状の送付後によく見受けられる反応、リスク
  6. 1 警告状の送付後の反応
  6. 2 警告状の送付によるリスク
  6. 3 受取人の回答について
7. 事例分析及び警告状をめぐる司法環境
  7. 1 事例分析
  7. 2 警告状をめぐる近時の中国の司法環境
8. おわりに

## 1. はじめに

本稿において、「警告状」とは、中国弁護士（以下「弁護士」という。）が、当事者（権利者）の委任に基づき、侵害行為の停止の目的を実現するために作成する文書をいう。そして、その記載内容としては、権利者の権利に対する侵害

\* HFG LAW & INTELLECTUAL PROPERTY  
中国弁護士 Lei LI

\*\* HFG LAW & INTELLECTUAL PROPERTY  
中国弁護士 Wenlong YU

\*\*\* HFG LAW & INTELLECTUAL PROPERTY  
シニアリーガルカウンセラー Naoto WATANABE

が疑われる行為及びこれに関する事実関係について法的評価、権利者の主張などが含まれる。

まず、警告状は、①権利者が権利保全・救済を求めて弁護士に委任するものであることから、委任者の合理的意思を踏まえるべきであり、②侵害行為の停止等を実現することが目的である一方、受取人にとって威嚇的效果を生じさせるものでもあることから、権利者の主張、及び警告状に対応するか否か等を決定しうるに足る客観的・合理的な判断資料を提示すべきであろう。

また、警告状はあくまで権利者が弁護士に委任して送付するものであって、それ自体に強制力があるわけではない。

しかし、的確に整理した事実関係及び法的根拠、収集した証拠資料などを示すことは権利者の主張を補強するのみならず、侵害者に対するプレッシャーを与える武器となりうる。そして、訴訟によらず当事者間において円満かつ迅速な法的紛争の抜本的かつ妥当な解決に資するといえる。

それ故に、実務上広く活用される手段となっており、知的財産権の保護の領域においてもよく講じられている手段の一つである。

警告状が効果的なものであれば、煩雑な訴訟手続を回避することが期待できる。本稿においては、中国における警告状の送付によって見いだされる効果・作用、警告状の記載内容、警告状の送付による影響・リスクについて考察を加え、警告状の送付に際しての実務上の注意事項・ポイント及び関連する事例を紹介し分析を加えたい。

## 2. 警告状に関する諸規定

中国において、警告状を含む弁護士の送付する文書について、法的拘束力のある法令が存在する訳ではなく、業界ルールや個別の事例によって規律されている。

そのうち、2010年1月20日北京市弁護士協会執業規律及び執業調処委員会が公布した『北京市弁護士協会規律委員会執務適正に関する手引－第6号－弁護士書簡の管理適正化に関して』（以下「手引」という。）が特に警告状に関して影響力のあるルールとして認識されている。

当該手引に定められている内容のうち、特に重要な規定は主に以下の通りである。

① 事実の陳述のうち、真実でないことを認識している情報を資料として使用してはならず、またこれを真実のものと表明し、不当な利益を図り又は他人の適法な権利利益、国家の利益又は社会公共の利益を侵害してはならない。

② 弁護士による意見の表明は弁護士事務所又は弁護士職務規範、及び弁護士事務所又は弁護士の当該業務における法的地位に合致したものでなければならない。他者においてこれが裁判文書又は行政の処分、裁決の帰結であると誤認させる等弁護士事務所又は弁護士の法的地位にそぐわない文面、内容等が含まれてはならない。

③ 警告状の言葉遣いは、弁護士の専門性を体現するものでなければならない。その言い回しは厳密、慎重なものであるべきであり、侮辱や誹謗、弁護士の品位を損ねる表現を含むものであってはならない。

警告状は、弁護士の執務において比較的自由度の高い文書であり、強制力を有するものではなく、活用の場面も広汎、多様かつ柔軟性を有するものである。したがって、法的規範性を有する規定においても、警告状の利用に関する一般原則的規定を設けるにとどまり、具体的な類型、形式、内容及び用途について列挙することも、詳細な定めを設けることもしていない。これは警告状に関する弁護士の職業的判断を尊重しているが故の制度設計であると思われる。

### 3. 警告状の記載内容

#### 3. 1 文書タイトル

「警告状」というタイトルは、当事者及びその委任を受けた作成者たる法律事務所ないし弁護士が、その書面の属性、書面の主要記載内容を端的に明示するものである。

#### 3. 2 受取人

警告状の送付には、その後の紛争処理における証拠収集という側面があるため、受取人の名称は正確に記載すべきであり、受取人が法人団体・機関である場合、略称の使用は避け、正式名称の記載が確保されるよう留意すべきである。受取人が個人である場合、呼び捨て表記ではなく、そのフルネームに「先生 (Mr), 女士 (Ms)」といった敬称を付するのが一般的である。これは法律文書起案の際の最低限のマナーとして要求される基本事項であり、文書の「警告」的性質と矛盾するものではない。

#### 3. 3 委任関係及び委任事項

弁護士による警告状の送付が権利者の意思を反映したものであることを客観的に示すため、権利者、委任を受けた法律事務所、弁護士の委任関係、及び同委任の対象たる内容が特定・明示されていなければならない。通常、「当職〇〇は、〇〇〇からの委任を受けた〇〇〇法律事務所の代理人弁護士であり、本書をもって、貴殿に対して、以下の通り、警告する」といった形式をとる。

#### 3. 4 基本的事実関係の陳述

警告状において記載される基本的事実関係に関する陳述は、客観性・合理性を厳に担保し、書類及び証拠の内容に基づき論理的に構成し、読み手に誤解を生じさせないような明瞭な表現

を用いることが求められる。特に法的見解を述べるにあたってはこれを裏付ける事実について明確かつ正確に叙述する必要がある。

警告状の種類によって記載の構成やポイントは異なるが、本節では一般的に要求される事項を紹介するにとどめておく。

#### 3. 5 法的責任の分析

法的責任の分析において求められる内容は、その他の法律文書の起案において求められるそれと異ならない。即ち、「根拠法令を正確に引用し、事実関係を明瞭に摘示した上で、これに妥当な評価を加え、的確に法令への当てはめを行うもの」でなければならない。

警告状においても、客観的・合理的裏付けのある事実関係を摘示し、その事実関係を踏まえて緻密かつ科学的根拠に裏付けられた論証を経て、正確な法令適用を示すことが不可欠である。

他方、警告状の特徴を考慮した上で、受取人が負うべき法的責任の分析の帰結を示しつつも、簡潔な記載となるよう留意すべきであろう。

#### 3. 6 弁護士意見

作成者は、上記の基本的事実関係及び法的責任の分析を踏まえて、権利者の見解及び要求を提示するとともに、受取人の注視を促すべく、受取人が当該見解又は要求に従わない場合に直面する不利な状況及び影響をさらに説明する必要があると思われる。

#### 3. 7 警告状の作成者と連絡先

作成者の特定の観点から、作成者をその文尾において明示するとともに、受取人が作成者に連絡をとれるように、作成者の住所、郵便番号、電話番号及びメールアドレスなどの連絡先を記載しておくべきである。

## 4. 警告状の送付に際しての注意事項

警告状の送付者の法的リスク及び不確定要素を考慮に入れた上で、以下の点などを踏まえて万全の準備を行い、警告状の送付のタイミングを的確に判断することが望ましい。

### ① 重要な侵害証拠の保全

特に削除、隠蔽、改変される可能性のある重要な証拠については、例えば、公証処（中国の公証機関）などの信頼性の高い機関を介して、証拠の固定化、保全を実施し、証拠能力に対する疑義を挟ませないようにすることが望ましい。例えば、侵害者のウェブサイトにおいて侵害品が販売されたような場合には、警告状を送付するに先立って、調査により証拠を確保するとともに、公証などによりその保全を十全に図るべきであろう。

### ② 訴訟に向けた必要な準備

警告状の送付は、権利侵害についての分析や評価を十分に行い、侵害が成立する可能性が高いと合理的に判断できるようになってから、実行することが望ましい。

### ③ 相手方の反応に対する対応策と準備

相手方の反応として想定される受領拒否、受領後反応なし、回答があった場合もその具体的な反応の如何を踏まえて、対応策を検討することが望ましい。

現在、中国において、権利保護に関する警告状の取扱いについて依るべき規則、警告状の送付にかかる法的リスクをいかにして低減し又は回避するかなどについての体系的な法令が構築されてはいないのが現状である。

もっとも、法院（※中国における「裁判所」の呼称）におけるこれまでの裁判実務の状況からみると、警告状の送付行為が適法・正当な権利保護行為にあたりと評価されるのか、それとも他人の権利に対する反不正競争法の規定等に違反する行為と評価されてしまうかは、主に警

告状を送付する動機・意図（受取人に対する反不正競争法違反等についての故意又は過失の有無）、警告状の内容、送付方法及び範囲などを総合的に勘案して判断されるべきものとされている。

## 4. 1 警告状の受取人の適切な選択

通常、警告状の受取人として想定されるのは主に、①直接の侵害行為者となりうる被疑侵害品の製造者、販売者、販売代理店、輸入業者などの直接の侵害行為者、②侵害行為に対して便宜を提供するに至ったショッピングセンター、店舗賃貸人、ECプラットフォーム、配送業者などの侵害関連者、に分類される。

送付に際して、受取人の権利を侵害しないよう注意すべき義務（注意義務）の内容は、警告状の受取人の如何によって異なるものである。侵害の直接行為者でない者を送付の対象者とする場合には、侵害行為への寄与度が直接行為者よりも小さい一方で、その寄与度との比較において警告状の送付を受けることによるインパクトが大きくなる可能性が典型的に高く、不適切な警告状の送付により受取人の権利を侵害しないようにするために、より高度の注意義務が課せられると考えられる。

警告状の送付形式は主に、警告を与えるべき者のみを対象として送付する個別送付、その他不特定多数者がその内容を認識することができる状態に置く公開型送付がある。公開型送付は、不特定多数者の目に触れる分受取人の受ける不利益の程度は大きくなり、送付者に課せられる注意義務もこれに伴い高度なものとなる。

## 4. 2 警告状の送付目的の妥当性

警告状の送付にかかる紛争において、送付者の警告状の送付動機・目的という主観的要素は重要な考慮要素の一つとなる。警告状の送付が、自己の知的財産権を救済するためのものであれ

ばその妥当性は肯認されるが、競合他社を攻撃し、その営業活動を阻害するためのものであった場合には、もはや権利救済の要請の妥当しない不正目的行為となりうる。

#### 4. 3 権利者自身の権利関係状況の事前確認

知的財産権は物権とは異なり、法的な不安定性を内包しており、警告状を送付する際に自己の権利に瑕疵があり、不実のものであり、又は無効若しくは取消しのリスクが高いことを認識していたような場合、警告状の送付は多大なリスクを伴うものとなる。

権利が法的に不安定な状態において、あえて警告状を送付する場合、その送付が正当性を欠くものであり、競合他社を攻撃し、その営業活動を阻害するための正当性を欠く警告状の送付であると認定される可能性がある。

例えば、実務上、知的財産権の権利者が、警告状の送付の時点でその権利が無効と判断されるリスクが大きいと明確に認識していた場合、警告状の送付方法及び対象については格別の注意を払うべきである。

#### 4. 4 警告状の内容及び表現の注意事項

侵害関連者に送付される警告状において、送付者が虚偽の事実をねつ造した場合、「反不正競争法」に規定される信用毀損（原語：商業誹毀）、又は一般不法行為責任としての名誉毀損を理由として提訴される可能性があると思われる。事実をねつ造してはならないことはもちろん、警告状に記載される情報の客観性、真実性及び完全性がより高度に要求される。

例えば、石家庄双環汽車股份有限公司（以下は「双環公司」という。）がA社を提訴した意匠権侵害不存在確認請求事件<sup>1)</sup>において、A社が警告状において同社と双環公司が共にすでに法院に司法による救済を求めたことを明らかにしていないなど販売業者が自らが警告を受けた

対象行為を停止すべきか否かを客観的かつ合理的に判断するに資するその他の事実を明示していないとして、最高人民法院はA社の当該対応が不正競争を構成すると判断している。

#### 4. 5 警告状の送付方法

警告状の送付にあたっては、証拠保全の実効性確保及び警告状の送付方法の適法性の立証のために、EMS（Express Mail Service）又は書留による郵送を採用することが望ましい。消印が押印されることによって、発信期日に関する証明力の大きい証拠を確保することができ、証拠収集活動を進めるにあたって有益なものといえる。また、その後の訴訟における証拠として用いることをも想定するならば、「公証郵送（※公証人立会い下郵送する）」という方法により証明力を向上させることも戦術の一つであろう。

#### 5. 警告状の送付の効果及び機能

警告状は、権利者が法的措置を講じるために必ず送付すべきものというわけではないが、主に以下の効果及び機能を期待して、警告状の送付という方法が実務上広く活用されている。

##### ① 侵害行為の停止等の抑止効果

- ・侵害行為の事実、及び侵害状態が継続されることによる法的責任・リスクの告知
- ・権利者が有する権利及び権利行使の意思の相手方への告知 など

##### ② 情報・証拠収集の機能

- ・相手方の反応を探り、意見を聴取し、事後の対応策の整理
- ・侵害行為・事実に関する手掛りをつかみ、紛争解決のために有益な証拠として確保

知的財産権の保護の場面においても、警告状は、侵害行為の停止に向けた相手方への抑止効果に加え、以下において詳述する点に関する証

拋収集の機能を期待することができると思われる。

## 5. 1 訴訟時効中断の根拠として

中国の『民法総則』第188条において、民事事件における請求について訴訟時効が3年とされており、侵害の事実が発覚した際に、侵害の事実を特定・明示し、権利者の有する権利及びその権利行使の意思が示されることで、侵害が発見された後において、訴訟時効中断の効力を主張する根拠としての価値を見出しうる。

## 5. 2 主観的悪意性の証明として

法院が侵害行為の成否を認定する際において、権利者が警告状を送付した後、侵害者が侵害行為を停止したか否かの結果自体や、警告状を受領した後の受取人の発言内容、行動、態度及び反応の有無を含む事実が、侵害行為者の故意・過失の存在を認定するための積極的材料として採用される可能性がある。

## 5. 3 賠償額認定の際の判断資料として

中国において、2014年5月1日に施行された改正『商標法』においては、懲罰的損害賠償制度が導入されたが、特許権の侵害について現行法上はなお懲罰的損害賠償が認められておらず、損害額の立証を要するのが原則である（注：特許法の今後の改正の動向は、商標法との平仄を合わせるべく「懲罰的損害賠償」が導入される可能性が高い）。

中国の知財訴訟実務上、権利者が侵害行為から生じた損害又は侵害行為により侵害者が得た利得を立証することは困難であり、「法定賠償」が適用されるケースがよく見受けられる。

「法定賠償」の適用に際しては、侵害行為の態様、性質、主観的要素など諸般の事情が考慮要素となるため、権利者は警告状の送付の事実自体や送付に係る受取人の反応を証拠として確

保することは、訴訟における侵害者の侵害行為の態様、性質、主観的要素などの認定における補強材料としての価値を見出しうるといえる。

## 6. 警告状の送付後によく見受けられる反応、リスク

### 6. 1 警告状の送付後の反応

警告状を送付した後、受取人に見受けられる主な反応のパターンは以下の通りである。

#### ① 侵害に対する否認・消極的態度パターン

- ・受取り自体を拒否
- ・受け取るが、何らの反応も示さない
- ・受け取り、反応もあるが、侵害行為については否認
- ・侵害行為の不存在を主張し訴えを提起

#### ② 否認・交渉の複合パターン

- ・受け取り、反応もあり、侵害事実を否認するが、使用許諾などの提携交渉の意向を打診

#### ③ 認諾パターン

- ・受け取り、反応もあり、侵害事実を自認し、侵害行為を停止するが、今後侵害行為をしない旨の承諾書の署名は拒否
- ・受け取り、反応もあり、侵害事実を自認し、侵害行為を停止し、承諾書の署名に同意
- ・意図的ではない、又は侵害に当たるとは認識していなかったような事業者であるケースが多い

### 6. 2 警告状の送付によるリスク

警告状の送付は、『訴外における低リスク・低コストの自力救済行為であり、大したリスクや不利益はない』と通常認識されているが、実際必ずしもそうであるとは限らない。警告状を送付する際には、以下のリスクに注意する必要があると思われる。

### (1) 侵害者に警戒されるリスク

警告状を送付することにより相手に警戒され、証拠の収集が困難になるリスクがある。中国では、知的財産権を保護するために、権利者が自ら証拠収集を行わなければならないケースが多く見受けられる。密かに行われている知的財産権の侵害行為に対し、通常、権利者も秘密裏に証拠収集を遂行することが求められる。なぜなら、警告状を送付すると、侵害者がその侵害行為を権利者が知り、対策を講じようとしていることを意識し始め、サンプル購入など証拠収集の成功率が大きく低下する可能性があるからである。侵害者は、侵害行為を外観上一旦中断して、運営主体を乗り換え、侵害の手口を変えるなどのケースもあり得るため、侵害問題の抜本的解決が進まず、調査等を継続するためにさらなるコスト投入を余儀なくされるリスクもある。

### (2) 不適切な送付により侵害者の反発を招く可能性

警告状の送付が適切さを欠く場合、受取人から信用毀損や業務妨害などを理由として民事訴訟を提起され、謝罪広告、損害賠償などを請求される可能性があると思われる。権利者は、警告状の記載内容の表現、送付の範囲、送付日時などに過失がある場合、権利者側が別途反不正競争法違反等による法的責任を追及されるリスクを高めてしまう。近年、この種の事例が増加傾向にある。例えば、双環会社が意匠権侵害不存在確認訴訟でA社を提訴した事件などがある。(事案の詳細については7.1事例分析において後述する)

## 6.3 受取人の回答について

警告状は調査及び証拠収集のために送付されたものであり、回答すれば受動的な立場になり、回答書も証拠として法廷で採用されると広く認

識されているため、警告状を回答しない受取人も多く、中には正当な理由なく警告状の受領を拒否し、連絡や事情を知る機会を与えてもらえない者も存在し、紛争解決にとって最も簡便かつ有効と思われる方法が実際のところは奏功しないというケースは決して珍しくない。

このように、実務処理上、警告状の回答率が高くないのが現状ではあるが、警告状を送付した後、相手の真の意思を知るとともに、警告状を受領した後の心理的な負担を軽減するために、代理人としては、電話、メールなどにより受取人ともう一度連絡する必要がある場合が多いものと思われる。受取人の住所が代理人の在籍する事務所と同じ地域にある場合、代理人が直接受取人の住所に赴き、受取人と対面で話をするすることで、警告状を重要視している姿勢を示すだけでなく、受取人に法的観点を説明することも可能となるため、法的紛争の処理にとって有用となるものと思われる。

## 7. 事例分析及び警告状をめぐる司法環境

本章では、事例分析を通じて警告状が実務上の効用を実際にどのように発揮しているかという点を紹介するとともに、中国の知的財産権保護の状況に対する米国による批判等に端を発する近時の米中貿易戦争が中国の知的財産権保護に関する司法環境にどのような影響をもたらさうか考察を試みたい。

### 7.1 事例分析

4.4においてもA社と双環会社の警告状の送付をめぐる一連の紛争事例について言及したが、本節では同事例の詳細について紹介したい。

A社と双環会社の特許訴訟は2003年から始まったもので、2015年の最高人民法院の終審判決をもって終結した。A社は、双環会社の生産、販売した自動車にA社の意匠権を侵害したとい

う理由で最初に訴訟を提起したが、警告状の不適切な送付により双環会社に損害をもたらしたため、損害賠償を支払う判決になった。事件の大まかな経緯は以下の通りである。

2003年9月、A社は双環会社に警告状を数度送付した後、その販売業者である四川省萊克汽車有限公司、北京旭陽恒興經貿有限公司に対しても数度にわたり警告状を送付した。警告状では、「A社は、貴社が展示・販売している石家荘双環汽車股份有限公司の生産した來宝自動車はA社の意匠権を侵害したことを確認したため、御社が直ちに同自動車の販売を停止するよう要求する」旨が記載されている。

河北省高級人民法院は審理の上、①A社が2003年9月から2003年10月までの間に双環会社に警告状を8回も送付したこと、②これと同時に、新疆、雲南、珠海、深セン、湖南、四川、北京などにおける双環会社の販売業者にも警告状を送付したこと、は「特許法」及びその他の法律に規定する合理的範囲を明らかに超えていると判断した。

警告状を受けた販売業者は、双環会社の取引先として、A社の意匠権に係る製品の競合相手又は顧客にあたる。A社は、これらの販売業者に警告状を送付することにより、意匠権を保護するとともに、競合相手に打撃を与え、取引先との商機を喪失させようとする打算があると認定された。また、「反不正競争法」第2条では、経営者は、市場取引活動における自由意思原則、平等、公平、信義誠実の原則に従い、公認の商業道徳を遵守しなければならないと規定されている。A社は、侵害事実を証明するための更なる証拠がない状況で、製造者に警告状を送付した場合と同一の注意レベルにより、さらに記載内容が不明確な警告状の送付範囲を拡大したものであり、合理的な注意義務を果たしたとは考えられないとして、「反不正競争法」第2条の規定に違反すると判示された。

最高人民法院の見解によると、意匠権者は、判決で認定された侵害行為について、被告である侵害行為者に警告状を送付することができ、自己の権利を保護すべく侵害訴訟を提起する前若しくは訴訟係属期間中に警告状を送付することもできるとしている。

警告状は、提訴前、訴訟期間中及び判決が下された後に送付することができるが、送付のタイミングによって目的及び効果が異なる。

訴え提起前に警告状を送付する場合、紛争解決のために訴訟以外の手段を求めることで、最も低廉なコストかつ最も効率的な侵害停止が期待でき、かつ証拠収集・固定の手段とすることも期待できる。

訴訟期間中に警告状を送付する場合、損害の拡大を防ぐ効果を期待できるが、受取人や内容などに不適切な点があれば不正競争の問題に派生し、逆効果になる可能性もある。

したがって、販売業者に対し警告状を送付し、又はメディアを利用して不特定のユーザーに対して警告状を送付するとしても、法院において侵害行為の認定する判決が下されるのを待って実行するというタイミングも現実的な選択たりうるであろう。

## 7. 2 警告状をめぐる近時の中国の司法環境

近時、米中貿易戦争の勃発に伴い、両国企業は多くの分野、特に双方が直接的に競争関係にある領域において競争が激化している。両国がこのように衝突する状況がいつまで続くのか懸念される場所であるが、中国においては、少なくとも1、2年レベルの短期間でこの膠着状態が打開される見込みは少ないとの見方を示す専門家も少なくない。かかる状況の影響から、これが司法の領域における外国企業を権利者とする知的財産権保護の実行にとっての阻害事由となるのではないかと懸念が広がっている。

この点、中国の裁判所や関係行政部門が、あ



からさまざまな形で、知的財産権を侵害されたと主張する権利者（外国企業）に不利益な判断や認定をし、中国企業に肩入れするという事は考えにくい。しかしながら、このような中国と欧米ないし自由主義諸国との対立や政治問題の絡む紛争が生じているときは、中国企業の潜在意識の中に、国としての威信の維持の観点から、中国政府、又は、その立場を付度した法院や行政部門が自らの肩を持つであろうという後盾意識が芽生え、強気な態度に出てくることも往々にしてありうる。

これを知的財産権の侵害紛争における「警告状」の取扱いについてみると、侵害行為を指摘され警告状を受けた中国企業側が、逆に権利者（外国企業）側に対し、反不正競争法違反や名誉毀損などの理由による反撃攻勢に出る企業が増える傾向にあるのではないかと考えられる。

中国企業によっては、戦術的に民事紛争と国家間の諍いや政治問題を関連付けて焦点をずらし、担当裁判官の心証に影響を与えようと企図するケースもある。もっとも、これは法院が証拠から推認しうる範囲の認定を逸脱してまで中国企業の肩を持つことまで意味する訳ではない。中国の裁判官もまた証拠裁判主義により拘束されているからである。

結局のところ、「警告状」の記述にあたっては、①指摘する被疑侵害事実の記述、主張についてそれを裏付ける客観的証拠、法的論拠を淡々と示し、②被疑侵害行為・状態の継続が相手方にとって得策ではないことを認識させる表現を選択し（殊更に侵害による不利益を強調したりすると優越的地位から威圧しているとか脅迫しているなどと反論される材料を与えることになる）、③過度な頻度での警告状の送付は避け、必要最小限度の措置たるべきことを念頭に置く（度重なる警告状の送付は、送付相手方が被る心理的インパクト、影響等を顧みない威圧的態度である等、逆に反不正競争法の規定等の違反

やその他権利侵害行為に当たると反論されるリスクになりうる）といった対応に収められると思われる。近時の情勢によりなすべきことが大きく変わるものではないが、書面の表現一つで足をすくわれるといった事態とならないよう内容や送付の仕方といった細かいオペレーションに至るまで意識することが肝要であろう。

## 8. おわりに

警告状の送付相手が、被疑侵害者ではなく、その取引先や関係者であった場合には、被疑侵害者に比べ典型的に侵害行為との関連性が弱い一方、警告状により被る心理的インパクト等を踏まえると、これが不法行為を構成する可能性もリスクとして十分に想起しておくべきである。他方、被疑侵害者に対する警告状の送付は、上記に比べると正当な権利保護行為と認定される余地は大きいものの、中国の司法実務の現状からみるに、既述の通り、「警告状」の送付に当たっては慎重さ、周到さが要求される。また、警告状について、特許権の範囲が明示されていない、又は特許権の存続期間若しくは範囲の表示が不実（又は不正確）であった場合には、この送付行為が違法行為に該当すると認定される可能性を高めるものとなりうると思われる。広告、ニュース報道などメディアを通じて公衆に対して警告内容を公表することは、市場におけるインパクトを生じさせやすいことから、「警告状の送付者の本来的目的は、競合相手に市場における地位を奪われないよう妨害する点にあり、侵害紛争の解決を主眼としたものではないから、違法である」と認定される可能性が増大する。

例えば、製品の特許侵害に関する紛争について、警告状を送付したとしても、警告状には強制性がない上に、被疑侵害品の製造者が紛争に係る特許を把握し、判断することで、製品の修正、侵害不存在確認訴訟の提起、積極的な応訴

又は無効審判の請求といった対策を自ら選定する余地があるため、当該製造者に警告状を送付することが直ちに重大な法的リスクを生じさせるものとまではいえないのが一般的ともいえる。

しかし、販売業者、輸入業者及びユーザー等の侵害関連者は、紛争の双方の当事者の共通のターゲット顧客である可能性があり、侵害の有無に対する判断資料が乏しく、それゆえに保守的見地からリスク回避意識が高まる傾向にあり、警告状を受領した後に、購入、販売又は輸入を停止するなどした場合、製造者の業務にインパクト又は損害を与えることになると思われる。そのため、侵害関連者に警告状を送付する場合、反不正競争法の規定に違反しないように、慎重かつ周到に注意を払う必要がある。

また、定型の書式を用いて、文尾部分で「〇月〇日までに当方の要求に応じなければ、法院へ提訴し、又はメディアに公開する場合がある。それに伴う不利益はすべて貴殿が受けることになる。」といった定型文を使う警告状がしばしば見られるが、警告を受ける側の立場になって考えてみると、このような誠意を欠いた警告状を立て続けに受領したような場合、これを脅しと捉えられ、相手方の反撃態勢を招き、双方の関係がさらに悪化する可能性が高くなるものと思われる。

そのため、警告状は、その記載内容の論理的な一貫性や十分な根拠を摘示することはもちろん極めて重要ではあるが、他方において、ことさらに反感を煽るような表現は避けなければならない。案件の事実及び当方の要求を簡潔に述べた後、双方の当事者の経済的地位及び具体的な事案における立ち位置を考慮した上で、相手方に生じうる不利益に関する論理的帰結を提示しつつも、文書送付にかかる一般的礼節と誠意のある意見及び問題の解決策を提示することが望ましい。警告状において高圧的な又は脅迫的な態度をとるのではなく、協議により紛争を解決

するという姿勢を示すことが肝要であろう。誠意ある態度といっても、相手方からみて「強気に出れば妥協しそうな軟弱と映る態度」とは同義ではない。

以上の要点をまとめてみると、高圧的な態度が読み取られる警告状を法院の執行通知書の送達がごとく送付すると無視される可能性があり、紛争解決にとって有益ではないため、誠意をもって相手に接することが重要であると思われる。

海外では、警告状は和解の第一歩であると認識されており、訴訟コストを低減することができるが、中国では、警告状を受領した後に回答しない者も多く、双方の当事者が有効に連絡をとれず、紛争がさらに激化し、最終的に法院へ提訴する結果となり、双方とも余分な手間やコストがかかる場合も少なくない。

法院の審理段階において和解する場合、訴訟費用、弁護士費用、保全費用、調査・証拠収集費用などの支出を考慮しなければならないため、和解の成立への障害は増えるとも思われる。

一方で、当事者が訴外において和解を成立させる場合、事後に和解条項の不履行などのトラブル発生が頻発することもある。法院にて和解・調停を成立させる場合には、関連文書を作成し、直接執行手続に移行することになる。

そのため、積極的選択であるか否かはともかくとして、裁判上の和解は、訴外の和解との比較においては、手続の実効性・信頼性が高いと考えられ、法院が関与する和解・調停の手続による紛争解決が選択される傾向にある。

これを背景に、訴訟に至る前の段階から警告状の送付などの紛争解決処理について弁護士による関与が介在していることが望ましい。弁護士が警告状の内容に関する監修をした上で、警告状の送付後の和解・調停をも行う場合、より効率的かつ実効的に進めることができると思われる。和解調書・調停合意書は、これまでの一

連の紛争を抜本的に解決させることが期待でき、仮に上記調書・合意書に不履行があったとしても、その後の訴訟手続における処理においても有用であると考えられる。

知的財産権保護の領域における警告状の送付という手段は、既述の通り注意すべき点多々あるが、訴訟等の紛争解決の舞台に進むまでに紛争解決の方向性を把握するといった実務的役割も見いだされ、その実務的意義はますます大きくなり、弁護士協会におけるルールの適正化、訴訟実務における警告状の証拠的意義についても実務的蓄積が進んできていることから、警告状を受領した後、積極的に対応する会社・個人も増えてきている。法治主義がより成熟に向かい、警告状の送付が簡便かつ低廉なコストの権利保護手段としてさらに発展することが期待される。

## 注 記

- 1) (2014)民三終字第7号

## 参考文献

- ・柳春, 特区経済, 2007 (8), pp.245~247 (2007)
- ・董成恵, 黒竜江対外経貿, 2009 (4), pp.43~44 (2009)
- ・陳寅, 中国企業知識産権海外保護研究, 華南理工大学 (2010)
- ・李竜, 龔静, 華東理工大学学報(社会科学版), Vol.26, No.6, pp.61~65 (2011)
- ・張滢, 黄亦鵬, 陳偉曉, 科技与法律, Vol.4, No.6, pp.43~45 (2012)
- ・周文婕, 今日科技, 2012 (12), pp.40~41 (2012)
- ・潘擁軍, 夏文菁, 科技広場, 2013 (12), pp.127~131 (2013)
- ・孫棟, 知識産権, 2015 (12), pp.53~57 (2015)
- ・儲翔, 学術月刊, 2017 (3), pp.102~111 (2017)
- ・(2014)民三終字第7号

(原稿受領日 2018年10月26日)

